

ながら、よりよい生き方を求める道德教育

- ・仲間と関わることの喜びや大切さを実感させ、望ましい人間関係の中で思いやりと社会性を育む学年・学級経営
- ・児童がいじめの問題を自分たちの問題として主体的に考え、行動する児童会活動
- ・縦割り集団「フレンドリーグループ」における、学年を超えた人との関わり
- ・学習用 i P a d , スマートフォン, 通信型ゲーム機の取扱いなど情報モラルに関する指導と研修、保護者への啓発

(2) いじめの早期発見 いじめの兆候を見逃さない。見過ごさない。

新聞等で報道されるような重大ないじめは、ささいな情報の放置や軽視が積み重なった結果として起こることが多い。たとえけんかやふざけであってもいじめの可能性があると捉え、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、①児童の小さな変化に気づくこと、②気づいた情報を共有すること、③共有した情報に基づき、速やかに組織的に対処すること、の3点を基本として早期発見に努める。

また、いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においてもアンケート調査等が資料として重要となることから、以下のように厳重に保管する。

- ・担任を中心とした全職員による、児童の表情や行動の観察と日常的な声かけ
- ・アンケート調査（記名式・無記名式）や計画的・意図的な教育相談の実施等、児童がいじめを訴えやすい体制づくり
- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、義務教育終了までの期間とする。
- ・「いじめ相談ダイヤル」など各種相談窓口の、児童・保護者への周知
- ・担任と生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭との情報共有、スクールカウンセラーの積極的な活用
- ・保護者や地域の方との情報交流、関係機関との連携
- ・教職員による校内研修の充実

4. いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることである。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していく必要がある。

平成26年4月1日策定

令和4年4月1日改訂